

令和 6 年 2 月 28 日

陳 述 書

東京高等裁判所第 14 民事部イ (二) C 係 御中

警視庁

1 はじめに

私は、大川原化工機株式会社 (以下「原告会社」といいます。)、大川原正明氏 (以下「大川原氏」といいます。)、相嶋静夫氏 (以下「亡相嶋氏」といいます。) 及び島田順司氏 (以下「島田氏」といいます。) に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、警視庁 警察署で勤務していた平成 30 年 9 月頃から捜査に従事し、令和元年 6 月に警視庁 (以下「」) に異動となった後も継続してその捜査に従事しました。

私は、 警部補 (以下「 警部補」といいます。) の補助者として、島田氏の取調べに立ち会っていますが、この度の訴訟では、島田氏の取調べや、島田氏に対する令和 2 年 3 月 11 日の弁解録取手続 (以下「本件弁解録取手続」といいます。) における 警部補の言動等が問題となっていると聞きましたので、以下、当時の状況についてお話しします。

2 島田氏の取調べについて

島田氏に対する取調べは平成 30 年 12 月 11 日から開始され、 警部補が取調官として取調べを担当し、主に私が補助者として取調べに立ち会いました。

この度の訴訟の判決では、 警部補が、島田氏に対し、輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 (以下「本件省令」といいます。) 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」 (以下「本件要件ハ」といいます。) の「殺菌」とは、熱風によって噴霧乾燥器内部の細菌が一部でも死ねば (生き残っていても) 殺菌したというように誤解させ、それに乗じて殺菌に関する本件要件ハ該当性を肯定することを認め

させる供述調書を作成した旨の判断がされたそうですが、そのような事実はありません。

警部補や私は、噴霧乾燥器で細菌粉体を製造し、装置内部に残った特定の細菌の全てを殺すことが「殺菌」であるということを当然の前提として取調べを行っており、このことは島田氏も認識していたと思います。

取調べの中で、警部補が判決で指摘されているような細菌が一部でも死ねば（生き残っていても）殺菌したといえるといったようなことを島田氏に話した事実はありませんし、警部補は、経済産業省の解釈が記載された「輸出貿易管理令の運用について」を島田氏に対して示し、「殺菌」が「伝染能力を破壊すること」を意味する旨を伝えていましたので、島田氏は、「殺菌」（伝染能力を破壊）とは、装置内の特定の細菌を全て殺さなければならないと理解していたと思います。

島田氏は、噴霧乾燥器の輸出規制が開始された直後の原告会社の会議において、本件省令2条の2第2項5号の2イ及び同ロで規制対象外の装置もあるが「基本的に許可申請が必要」という発言をするなど、輸出規制が開始された時点で、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性があることを示す証拠があったにもかかわらず、取調べにおいては、輸出規制が開始された当時、原告会社の噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しないと述べており、この矛盾に合理的な説明ができず、曖昧な供述をしていた上、島田氏の供述によれば、原告会社は、噴霧乾燥器が輸出規制要件に該当するか否かのいわゆる該非判定をしておらず、輸出管理が杜撰であったとのことでした。警部補はこうした点を追及する取調べを行っており、島田氏が事実を言っているのかどうかを見極めていこうとしていたものと認識しています。

また、島田氏は、C I P（自動洗浄装置）機能が付いた噴霧乾燥器が輸出規制に該当する機械だと思っていた旨を説明していたこともありましたが、原告会社は、C I P機能付きの噴霧乾燥器も本件要件ハに該当しないとして輸出していた事実もありましたので、私自身も、島田氏の弁解は不合理ではないかと思っていました。

警部補は、そういった島田氏の供述の不合理的な点を追及しながら取調べを行い、供述調書を作成する前に、白紙に供述調書の下打ちをしたものを作成して1枚ずつ見せて島田氏の認識を確認し、その後、供述調書のかたちにして閲覧させていました。そして、島田氏は供述調書のかたちになったものについてもきちんと確認した上で、欄外に指印し、末尾に署名指印していました。

ある時、警部補が取調べを行う中で、島田氏が自分のニュアンスと異なる内容が供述調書に記載されているなどと述べたことがあり、私は、休憩時の雑談の中だったと

と思いますが、「島田さんが納得できなければ署名しなくてもいいんですよ。」などと伝えただけだったので、島田氏は納得できない供述調書には署名指印しなくてよいということを認識していたはずで、私は、島田氏は取調べの中で自らの言い分を申し立てた上で、最終的に納得して供述調書に署名指印しているものであると思っていました。

なお、令和2年3月11日に島田氏を逮捕した後、島田氏が、任意の取調べの初期の段階で原告会社の社員宛てに、供述調書は完全に納得した上で署名するようメールをしていた事実が分かり、やはり島田氏は供述調書の内容に納得した上で署名指印していたということを再認識した記憶があります。

3 本件弁解録取手続について

令和2年3月11日、■■■■警部補が島田氏に逮捕状を示して島田氏を通常逮捕し、本件弁解録取手続が行われました。■■■■警部補が白紙に弁解録取内容をパソコンで下打ちしたものを作成していたかは直接見ていませんが、これまでの取調べで白紙に供述調書の内容を下打ちしていたので、本件弁解録取手続の際も白紙に下打ちしていたと思います。

■■■■警部補が弁解録取の内容を島田氏に確認させると、島田氏は、大川原氏と亡相嶋氏の指示により噴霧乾燥器を非該当で輸出したわけではない旨を述べたので、■■■■警部補が島田氏一人で決めたんですかと聞くと、大川原氏や亡相嶋氏とのやり取りを踏まえて非該当で輸出していたなどと説明しました。このため、■■■■警部補が、それは二人から指示された方針に基づき非該当で輸出していたということになるのではないですかなどと質問すると、島田氏は、「まあ、はい」などと述べていました。

その後、島田氏は、印字された弁解録取書をきちんと確認した上で署名指印しましたが、しばらくして、弁解録取書を見ていた島田氏が、「内容が違う、こんなことするなんて」などと申し立てたので、■■■■警部補が改めて弁解録取書を作成して島田氏に確認してもらい、島田氏がその2通目の弁解録取書に署名指印したということがありました。

この際、■■■■警部補は、島田氏が1通目の弁解録取書を「なかったことにしてください。」と申し立てていたためか、同弁解録取書を二つ折りにして茶箱に入れました。今振り返ってみれば、■■■■警部補は2通目の弁解録取書を作成したことで、1通目の弁解録取書は不要なものと軽く考え、二つ折りにして茶箱に入れたのかもしれませんが、これは、■■■■警部補が正しい捜査手続を理解していなかったためであると思いますが、私自身、その時は、■■■■警部補が1通目の弁解録取書を廃棄してしまうとは思っていません

でした。

私は、後日、同僚たちとの飲み会の場で、弁解録取書を取り直したことなどについて話しました。すると、その話を受けて、[]内で事実確認が行われ、1通目の弁解録取書については既に[]警部補が誤って廃棄してしまっていたということが分かりました。

また、島田氏が署名指印した1通目の弁解録取書を廃棄してしまったのは、[]警部補の認識不足によって誤って廃棄してしまったものですが、そもそも、わざと弁解録取書を廃棄する必要性もありませんでしたし、本件弁解録取手続に隠蔽したいような事実もありませんでした。[]警部補が本件弁解録取手続の経緯を記載した弁解録取状況報告書には、島田氏が、内容が違うとか、言っていないことが入っているなどと申し立てたことなど、[]警部補にとって不利な内容も記載されていましたので、当時[]警部補が何かを隠蔽しようという目的をもって弁解録取書を廃棄したことはないと思います。

このように、私が認識している事実は、島田氏が納得して署名指印したと思っていた1通目の弁解録取書について、後で島田氏が撤回を要求したことから、[]警部補が改めて2通目の弁解録取書を取り直し、1通目の弁解録取書を誤廃棄してしまったというものです。

4 おわりに

以上が、私が認識している島田氏の取調べや本件弁解録取手続の状況です。

[]警部補が、島田氏の取調べにおいて、島田氏に対して本件要件ハの「殺菌」の誤った解釈を告げたことはなく、また、本件弁解録取手続については、[]警部補の認識不足によって弁解録取書を誤廃棄してしまったことはあるものの、[]警部補が事実を隠すために故意に弁解録取書を廃棄したことはなく、1通目の弁解録取書は、島田氏が[]警部補とのやり取りの中で述べた内容を記載したものと思われ、島田氏自身も一枚のみで一目してその内容が理解できる同弁解録取書を十分に確認して署名指印していたことは事実です。